

# 全日本医療経営研究会

## 会 則

### 第1条(目的)

一般社団法人全日本医療経営研究会(以下、本会)は、我が国が迎えた超高齢化・少子化社会により、今後予想される医療環境の激変に対応すべく、会員の医業経営の改善・向上を支援する。これにより、地域住民が求める医療の実現に貢献することを目的とする。本会は、この主旨に賛同する会員によって構成する。

### 第2条(事務局と運営)

本会の事務局は一般社団法人全日本医療経営研究会(以下「法人」という)に置き、法人の代表理事に任命された事務局員により、運営される。

### 第3条(事業)

本会は、第1条の目的のために、会員に対し次の事業を行う。

- 医療経営コンサルティング
- ファイナンシャル・プランニング
- 上記に関わる専門家の紹介
- 定期的な情報提供(会報誌発行、セミナー開催等)
- 福利厚生サービス(生命保険、損害保険等の団体扱い等)
- その他、上記に関連する事業等

### 第4条(入会資格)

本会への入会資格を有する者は、医師・歯科医師又は医療法人とする。

### 第5条(入会手続き)

本会への入会手続きは本会の目的に賛同した者が、入会資格を確認できる個人情報およびその他の情報を本会に登録することにより完了する。会員は会員登録を行った時点で、本規約を承諾したものとみなす。

### 第6条(会員資格の取得)

会員資格の取得は第5条の手続きを完了した時とする。

### 第7条(虚偽申告による会員資格の解除)

会員が故意又は重大な過失により入会手続き時に事実でないことを登録した場合は除名とする。

### 第8条(変更事項の届出)

会員は、入会手続き時の登録事項に変更が生じた時は、速やかに本会に変更事項を届出するものとする。変更の届出がなかった時は、本会に届出られている住所地に通知したことにより、会員に到着したものとす。

### 第9条(退会)

- 会員は本会のお問い合わせ窓口へ届出ることにより、いつでも本会を退会できることとする。
- 会員が死亡、解散、破産した時は、退会したものとみなす。
- 本会が会員に定期的に提供する情報が、宛先不明等の理由で2年以上に亘って届けることができなくなった場合、当該会員の了承を得ることなく登録を抹消する事がある。

### 第10条(除名)

会員が、本会の運営の妨害をする行為や本会の名誉を棄損する行為、本会の目的に著しく反する行為をしたときなど、本会が会員として不適当と判断した場合は、除名とする。

### 第11条(本会の責任)

- 本会のサービス利用により生じる一切の損害につき、本会は本会の故意または重過失による損害を除き、一切責任を負わないものとする。
- 本会は通常講ずるべきセキュリティ対策、データのバックアップ等を行っているが、防止できないコンピューターウイルスによる被害、天変地異による被害、その他本会の責によらない事由による被害が生じた場合には、一切責任を負わないものとする。

### 第12条(知的財産権等)

- 本会が提供するコンテンツ等の知的財産権は、本会や当該コンテンツを提供する提携先等に帰属する。
- 会員は、本会や提携先などから事前に承諾を受けた場合を除き、本会が提供するコンテンツを複製、譲渡、貸与、改変、転載、伝送、配布、出版、営業使用等してはならないものとする。

### 第13条(個人情報の取扱い)

本会は、会員の個人情報を、別に定める「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」に基づき、適切に取り扱うものとする。

### 第14条(会則変更)

本会は本規約を随時変更することができるものとする。本会則を変更した場合は速やかに会員に通知するとともに、変更の内容については本会のウェブサイトに掲載する。掲載後1ヶ月表示した時点で、すべての会員が承諾したものとみなす。

### 第15条(準拠法および管轄)

本会の提供するサービスおよび本規約の準拠法は日本法とし、本会則に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

一般社団法人

全日本医療経営研究会

事務局 / 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-5-7 YOUビル5F

TEL:03-3667-0294 FAX:03-3664-5778

附則

この会則は、2008年12月1日から施行する。

2023年12月25日改訂

2024年1月1日施行